

○電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成二十五年三月一日)

(経済産業省告示第三十四号)

改正	平成二五年一二月二七日	経済産業省告示第二六九号
同	二八年 三月 一日	同 第 三八号
同	二九年 三月二八日	同 第 五四号
同	三一年 三月二九日	同 第 六八号
令和	元年 七月 一日	同 第 四六号
同	五年 三月二八日	同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第二百八十六号（電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等
(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち家庭用のもの（以下「家庭用冷蔵庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷蔵庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用冷蔵庫のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(1)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率の算
-----	---------------

区分名	冷蔵庫の種別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	定式
A	冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E_1 = 0.844V_1 + 155$
B		冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E_1 = 0.774V_1 + 220$
C			300リットル超	1枚	$E_1 = 0.302V_1 + 343$
D				2枚以上	$E_1 = 0.296V_1 + 374$

備考 E_1 及び V_1 は、次の数値を表すものとする。

E_1 ：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては2.20を、ツースター室タイプのものにあつては1.87を、ワンスター室タイプのものにあつては1.54を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位 リットル）

(2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち家庭用以外のもの（以下「業務用冷蔵庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「業務用冷蔵庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する業務用冷蔵庫のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(2)及び2において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	冷蔵庫の種別	形状	インバーター制御電動機	

1 A	冷蔵庫	縦型	有	$E_2 = 0.345V_2 + 86n_R + 64d_R + 315$
1 B			無	$E_2 = 0.766V_2 + 86n_R + 64d_R + 106$
1 C		横型	—	$E_2 = 1.12V_2 + 70n_R + 34d_R + 237$
2 A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	$E_2 = 0.872V_2 + 86n_R + 64d_R + 186n_F + 295d_F - 113$
2 B		横型	—	$E_2 = 2.43V_2 + 70n_R + 34d_R + 157n_F + 157d_F - 183$

備考1 「縦型」とは、日本産業規格（以下「JIS」という。）B8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）

（単位 ミリメートル）が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。

備考2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。

備考3 E_2 は基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）の数値を表すものとする。

備考4 V_2 は調整内容積（単位 リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

d はJIS B8630(2009)に規定する外形寸法に基づく奥行き（以下「外形奥行き寸法」という。）（単位 ミリメートル）をいう。

V_R は冷蔵庫の定格内容積（単位 リットル）をいう。

V_F は冷凍室の定格内容積（単位 リットル）をいう。

区分名	調整内容積
1 A	$V_2 = 800 / d \times V_R$
1 B	$V_2 = 800 / d \times V_R$
1 C	$V_2 = 600 / d \times V_R$
2 A	$V_2 = 800 / d \times (V_R + 2.48V_F) + 887$
2 B	$V_2 = 600 / d \times (V_R + 3.74V_F) + 336$

ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「1 A」及び「1 B」であって500以下の場合は500、区分名「1 C」であって75以下の

場合は75、区分名「2A」であって1,930以下の場合は1,930、区分名「2B」であって750以下の場合は750の数値を用いるものとする。

備考5 nrは冷蔵室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

備考6 nrは冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

備考7 drは冷蔵室が多扉（次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものをいう。以下同じ。）のものにあってはdr＝1とし、その他のものにあってはdr＝0とする。

種 類		標準扉枚数
形状	外形幅寸法	
縦型	825ミリメートル以下	2
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4
	1,650ミリメートル超	6
横型	1,050ミリメートル以下	1
	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2
	1,650ミリメートル超	3

※外形幅寸法とは、JIS B8630(2009)で規定する外形寸法に基づく幅（単位 ミリメートル）をいう。

備考8 drは冷凍室が多扉のものにあってはdr＝1とし、その他のものにあってはdr＝0とする。

（3）家庭用冷蔵庫製造事業者等は、目標年度（令和3年4月1日に始まり令和4年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用冷蔵庫のエネルギー消費効率（3(3)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(3)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率の算定
-----	----------------

区分名	冷蔵庫の種別	冷却方式	定格内容積	式
a	冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_3 = 0.735V_3 + 122$
b		冷気強制循環方式のもの	375L以下	$E_3 = 0.199V_3 + 265$
c			375L超	$E_3 = 0.281V_3 + 112$

備考 E_3 及び V_3 は、次の数値を表すものとする。

E_3 ：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

V_3 ：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位 リットル）

$$V_3 = \sum_{i=1}^n (K_{ci} \cdot V_i)$$

K_{ci} ：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

V_i ：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位 リットル）

n：冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 K_{ci}
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76

2 表示事項等

2—1 表示事項

業務用冷蔵庫のエネルギー消費効率に関し、業務用冷蔵庫製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分名

ハ 定格内容積

ニ 外形奥行き寸法

ホ 冷蔵室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数

ヘ 冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数

ト 多扉のものにあってはその旨

チ エネルギー消費効率

リ 業務用冷蔵庫製造事業者等の氏名又は名称

2—2 遵守事項

- (1) 2—1のチに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。この場合において、消費電力量及び許容値はJIS B8630(2009)の15. 消費電力量試験の規定によるものとする。
- (2) 2—1に掲げる表示事項の表示は、本体の見えやすい箇所に表示すること。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。
- (3) 3(3)のただし書きにより測定したものについては、その旨を記載するとともに、実際の使用時にはエネルギー消費効率として表示されている消費電力量より増加する旨を記載すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

- (1) 1(1)のエネルギー消費効率、JIS C9801(2006)の15. 消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切り替えることができるものを有する家庭用冷蔵庫にあつては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。
- (2) 1(2)のエネルギー消費効率は、JIS B8630(2009)の15. 消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。ただし、除霜排水強制蒸発機能、強制加熱付加機能及び加温保温機能等の付加機能を有する業務用冷蔵庫にあつては、付加機能のない標準製品の性能により測定することができる。
- (3) 1(3)のエネルギー消費効率は、JIS C9801—3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切り替えることができるものを有する家庭用冷蔵庫にあつては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の（2—2）の④のウ、同(5)の（5—2）の④のイ及び同(6)の（6—2）の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1—1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

改正文 （平成二八年三月一日経済産業省告示第三八号） 抄

平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。